

事務連絡  
令和2年9月30日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right)$  高齢者保健福祉主管部（局）御中

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$  衛生主管部（局）御中

厚生労働省老健局老人保健課  
厚生労働省健康局結核感染症課

令和2年度新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への  
検査助成事業（疾病予防対策事業費等補助金）（令和2年度予備費分）に係る  
Q&Aについて

標記事業については、「令和2年度新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業（疾病予防対策事業費等補助金）（令和2年度予備費分）に係る協議資料の提出について（依頼）」（令和2年9月18日老老発0918第1号並びに健感発0918第1号）により、協議資料の提出を依頼させていただいたところですが、事業の内容等について、各自治体より、ご質問が寄せられているところです。

今般、事業の実施に当たり、参考となるよう、別添のとおりQ&Aを作成しましたので活用いただくとともに、各都道府県におかれましては、貴管内の市区町村に対し周知をお願いいたします。

なお、本事業については、市区町村が、検査実施体制を整備した上で、行政検査以外の検査事業を独自に行う場合に、当該検査に係る費用の一部を助成するものであることにご留意いただくようお願いいたします。

（担当）

厚生労働省老健局老人保健課 予算係

電話：03-5253-1111（内線3959）

FAX：03-3595-4010

E-mail：[rouken-yosan@mhlw.go.jp](mailto:rouken-yosan@mhlw.go.jp)

令和2年度新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業（疾病予防対策事業費等補助金）（令和2年度予備費分）に係るQ&A（令和2年9月30日時点）

問1 本助成事業はどういった場合に活用できるのか。

（答）

- 感染が疑われる場合は、行政検査を幅広く行うことが基本であり、行政検査に係る費用は感染症予防事業費等負担金において措置されています。本助成事業は、市区町村が、検査実施体制を整備した上で、行政検査以外の検査事業を独自に行う場合に、当該検査に係る費用の一部を助成するものです。

問2 なぜ一定の高齢者や基礎疾患を有する者だけ対象なのか。

（答）

- 高齢者や基礎疾患を有する者は新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化リスクが高く、感染した場合は、死亡例の増加、重症者の増加とそれに伴う医療提供体制の逼迫につながる可能性があるため、これらの者を対象としています。

問3 本人の希望により検査を行う場合とされているが、希望の有無に関わらず一定の高齢者及び基礎疾患を有する者全員に検査を義務づけるような事業は補助の対象とならないという理解でよいか。

（答）

- 貴見のとおりです。

問4 抗原定性検査は補助の対象外なのか。

（答）

- 抗原定性検査については、「SARS-CoV-2 抗原検出用キットの活用に関するガイドライン」（令和2年6月16日改訂）において、「無症状者に対する使用、無症状者に対するスクリーニング検査目的の使用、陰性確認等目的の使用は、適切な検出性能を発揮できず、適さない」とされていることから、対象外としています。

問5 検査方法については、行政検査に用いられているものなど、適切に精度管理がなされている検査が補助対象となるという理解でよいか。

(答)

- 貴見のとおりです。

問6 補助対象は行政検査以外の検査とのことであるが、本検査の結果に基づき、医師が新型コロナウイルス感染症を診断した場合に、感染症法に基づく医師の届出を行う必要があるか。また、当該届出がなされた場合に、あらためて行政検査を行う必要があるか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査以外の PCR 検査又は抗原検査の結果に基づき、医師が当該感染症を診断した場合であっても、感染症法に基づく医師の届出を行う必要があります。この場合に、あらためて保健所（行政検査の委託契約を締結している医療機関等を含む。）が行政検査を行う必要はありません。
- ただし、適切に精度管理がなされていない検査など、検査精度の観点から、医療機関の医師が当該検査結果に基づき新型コロナウイルス感染症と診断することが適切ではないと判断される場合や保健所等が当該検査結果に基づき当該感染症と診断された者に対して感染症法上の各種措置を行うことが適切ではないと判断される場合においては、再度検査を実施する等必要な対応を行っていただくようお願いします。（「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関する Q & A（令和 2 年 8 月 21 日時点）」問 7 参照）
- なお、問 5 に記載のとおり、検査方法については、行政検査に用いられているものなど、適切に精度管理がなされている検査が補助対象となります。

問7 都道府県との協議はどのように行えばいいのか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症に係る検査については、医師が必要と判断した方や、症状の有無にかかわらず濃厚接触者の方、さらにはクラスターの発生など地域における感染状況を踏まえ、感染拡大を防止する必要がある場合も含めて、必要な行政検査が迅速かつスムーズに受けられるようにすることが重

要です。

- 補助の対象となるのは行政検査以外の検査であり、市区町村が実施する検査（見込み）数を含めた事業計画を踏まえ、地域の検査キャパシティの観点から行政検査への影響がないか等について、都道府県に相談してください。
- なお、事業計画の中で実施いただくことを想定していますが、仮に、市区町村における事業開始後、検査数が当初の見込みよりも大幅に増加する等、都道府県の検査体制に影響を与える可能性がある場合は、早めに都道府県に相談してください。

問 8 都道府県の作成した検査体制整備計画との整合性はどのように確認すればよいか。

（答）

- 都道府県に対して、インフルエンザ流行期を見据え、検査需要、検査・医療体制、検査（分析）能力等を都道府県毎に計画した検査体制整備計画を策定するよう要請しており、この中で、市区町村が実施する高齢者等を対象とした検査事業も考慮することとしています。
- 整合性の確認については、所在地の都道府県の検査体制整備計画を踏まえ、行政検査への影響がないか等を含め、貴市区町村の事業が実施可能か確認することを想定しています。

問 9 検査実施体制の整備とは具体的にどのようなものか。

（答）

- 検査方法、検体採取場所、検体採取の方法、検体配送方法、検査実施機関、検査結果を踏まえた対応等を整えることをいいます。検査結果を踏まえた対応については、特に陽性であった場合の対応について検討しておくことが必要です。

問 10 全国の市区町村が本事業の実施主体となることができるのか。感染が流行している地域等の制限はあるのか。

（答）

- 本事業は、市区町村における検査に係る取組を支援するものであり、地域等

の制限はありませんが、新型コロナウイルス感染症に係る検査については、幅広く行政検査を実施することが基本となるものであり、感染拡大や重症化を防止する観点から、必要と考える市区町村が、行政検査を含めた管内の検査の全体調整を行う都道府県と協議し、当該取組が実施可能となるよう検査実施体制の整備を行う場合に対象となります。

問 1 1 本人の費用負担は求めなくてもよいのか。また、低所得者等、対象者によって負担割合を変えることは可能か。

(答)

- 本事業は、市区町村における検査に係る取組を支援するものであり、本人の費用負担は市区町村の判断となります。
- 本人の費用負担を求める場合は、当該費用負担を差し引いた費用の 2 分の 1 を補助することとしています。

問 1 2 検体採取、検査の実施を他の市区町村（他県も含む）で実施する場合でも補助の対象となるか。

(答)

- 事業実施市区町村の事業計画において、他の市区町村で検査を行うことを可能としている場合は、対象となります。
- この場合、事業実施市区町村は、事前に他の市区町村及び他の市区町村が所在する都道府県の検査体制整備計画との整合性を図ること。

問 1 3 対象者が居住地以外の市区町村で検査を受けた場合、居住地と実際に検査を受けた市区町村のどちらが費用を負担すべきか。また、その場合、国への補助申請はどちらから行うべきか。

(答)

- 居住地以外の市区町村で検査を受けた場合であっても、支払は居住地の市区町村が費用を負担することとなり、国への補助申請についても同様です。

問14 希望する高齢者及び基礎疾患を有する者に対する PCR 検査・抗原定量検査に関して、留意すべき点は何か。

(答)

- 検査には、その性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること（偽陰性）や、感染していないのに結果が陽性になること（偽陽性）があります。  
※ 例えば、特異度が99.9%、感度が70%である検査を、有病率が0.1%の集団に対して実施した場合、その陽性的中率は約40%（検査の結果陽性と判定された者のうち、実際に感染しているのは約4割であり、残りの約6割の者は、感染していないにも関わらず、陽性と判定されてしまう）ことに留意が必要です。
- そのため、偽陽性や、無症状病原体保有者の場合であっても、医師の判断により、入院や宿泊療養の適用になるなど生活が制約されることがあるなど、高齢者等が不利益を受けることが想定されます。
- また、偽陰性の可能性があることや、陰性であっても、検体採取日以降に感染（又はウイルス量が増加）している可能性もあり、手洗い等の基本的な感染予防対策を怠らないことが重要です。
- したがって、これらの点について、検査を希望する高齢者等に対して検査を実施する際に、事前に丁寧に説明を行うことが重要です。

問15 高齢者等が発熱等の症状がある、又は同居家族が新型コロナウイルスに感染しているなどの理由で、新型コロナウイルスへの感染が疑われる高齢者等への検査は、当事業による補助の対象になるのか。

(答)

- 発熱等の症状があるなどの状況を踏まえ、医師が新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして検査が必要と判断した場合は、感染症法に基づく検査（行政検査）を受けていただくこととなり、当事業の対象にはなりません。

問16 高齢者等が受検した PCR 検査・抗原定量検査が保険適用だった場合、当事業による補助の対象になるのか。

(答)

- 当事業の主旨は、高齢者等の不安解消や重症化抑制のため、本人の希望により市区町村が実施する行政検査以外の検査に係る取組を支援するものです。

- このため、医師が患者の診療のために必要と認める場合に実施され、健康保険が適用となる新型コロナウイルスの検査については、当事業による補助の対象外です。
- なお、保険適用による新型コロナウイルスに関する検査は行政検査の観点をも有しているため、都道府県等との契約を締結の上実施していただくこととしており、自己負担分は国2分の1、都道府県等2分の1の負担割合で公費負担となり、患者の自己負担は発生しません。

問17 入院又は入所中の高齢者等が検査を受けた場合も補助対象となるか。

(答)

- 感染者の多数発生など地域における感染状況を踏まえ、感染拡大を防止する必要がある場合には、自治体の判断により、現に感染が拡大した施設等に限らず、地域の関係者を幅広く行政検査の対象とすることが可能であるとの基本的考え方をお示ししているところです。
- 入院又は入所中の高齢者等については、上記考え方に基づき、積極的な行政検査の実施が望まれ、当該検査が行政検査（保険適用による検査含む）であった場合は補助の対象外となります。（問15、16参照）
- ただし、行政検査でない場合であって、市区町村が実施する検査事業で当該者も対象に含まれ、当該者が希望して検査を実施する場合は、補助対象となります。

問18 高齢者施設への新規入所者を対象とした事業は、補助の対象となるか。

(答)

- 本助成事業は、一定の高齢者等が本人の希望により実施する検査に係る事業を支援するものであるため、例えば新規入所者や施設職員といった対象者に一律に検査を実施するような事業は補助対象となりません。
- 感染者の多数発生など地域における感染状況を踏まえ、感染拡大を防止する必要がある場合には、自治体の判断により、現に感染が拡大した施設等

に限らず、地域の関係者を幅広く行政検査の対象とすることが可能であるとの基本的考え方をお示ししているところであり、新規入所者や施設職員については、上記考え方にに基づき、積極的な行政検査の実施が望まれます。

- なお、行政検査でない場合であって、市区町村が実施する検査事業で当該者も対象に含まれ、当該者が希望して検査を実施する場合は、補助対象となります。

問 19 基礎疾患を有する妊婦への検査は補助対象となるか。

(答)

- 補助対象となりますが、妊婦への検査については、令和2年度第二次補正予算に計上した「新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業」のうち、不安を抱える妊婦への分娩前検査において、不安を抱える妊婦への寄り添い支援の一環として、本人が希望する場合に分娩前にPCR検査を実施しています。
- 「新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業」には、ウイルスに感染した妊産婦に対する不安を解消する相談等も含まれているため、検査後の妊婦への支援の観点からも、基本的には、当該支援事業を活用していただくことが望ましいと考えます。

問 20 本助成事業の補助の対象となるのは、どの時点からなのか。

(答)

- 本助成事業の適用日は、予備費の使用が決定された令和2年9月15日(火)です。なお、補助の申請に際しては、別途お示しする実施要綱に定める要件を満たす必要があります。

問 21 市区町村における事務費用やその他の費用について、本事業の補助対象となるのか。

(答)

- 本事業の趣旨は、一定の高齢者や基礎疾患を有する者が、本人の希望により検査を行う場合に、国が一定程度の費用を助成するものであることから、市区町村における事務費用やその他の費用(検査実施にあたって必要な物資に

係る費用を除く)については補助対象外です。

問22 PCR検査・抗原定量検査の受検費用に係る支払い方法如何。

(答)

○ 各自治体の実情に応じて実施いただくようお願いします。

○ 具体的には、

- ・ 高齢者等が一旦支払った費用について、領収書などに基づき、追って支払う償還払いの方法や、
- ・ 検査実施機関と事前に調整し、高齢者等に費用の直接支払いが生じないように実施する

といった方法が考えられますが、いずれにせよ、柔軟な対応をお願いしたいと考えています。

問23 PCR検査の1回20,000円、抗原定量検査の1回7,500円という基準単価の根拠・内訳を示されたい。

(答)

○ 診療報酬の点数を参考としつつ単価を設定しています。

(参考) 検査に係る診療報酬

<PCR検査>

- ・ PCR検査費用 18,000円 (検体輸送代 4,500円を含む)
- ・ 咽頭ぬぐい 50円
- ・ 結果判断料 1,500円

<抗原定量検査>

- ・ 抗原定量検査費用 6,000円
- ・ 咽頭ぬぐい 50円
- ・ 結果判断料 1,440円

問24 基準単価を超える場合の費用負担が発生した場合、どのように取り扱うのか。

(答)

○ PCR検査の場合は、検査費用が20,000円を超える場合、国の補助額は10,000円が上限となります。

- 抗原定量検査の場合は、検査費用が 7,500 円を超える場合、国の補助額は 3,750 円が上限となります。
- なお、補助金の交付額は、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとしています。

問 25 本助成事業に係る地方負担額について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、措置されるのか。

(答)

- 本助成事業に係る地方負担額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、国庫補助額を上限として、措置されることとなっています。

(例：30,000 円の PCR 検査を受けた場合)

①  $20,000 \text{ 円 (基準単価)} \times 1 / 2 \text{ (補助率)} = 10,000 \text{ 円 (国庫補助額)}$

②  $20,000 \text{ 円 (基準単価)} - 10,000 \text{ (国庫補助額)} = 10,000 \text{ 円 (地方負担額)}$

※ この地方負担額 10,000 円が、本交付金の対象となります。

※ 検査費用 30,000 円から国庫補助額と本交付金が措置される地方負担額を差し引いた 10,000 円については、本人負担又は市区町村の予算措置となります。